

組合顧問税理士

竹内税理士による

新型コロナウイルス対策

持続化給付金説明会を開催します！

持続化給付金とは？

国では感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付制度を設けました。対象になるかどうか分からない組合員さんもぜひご参加下さい。

対象者・対象内容（概要）

中小企業・小規模事業者（法人・個人）の方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により休業を余儀なくされるなど、事業継続が困難になった事業者が対象となります。主な条件（目安）は下記のとおりです。

- ① 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意志があること
- ② 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

説明会日時

6月24日（水）PM4：00～ 於）組合会館

説明会申込み

下記の全ての事項をご記入の上、組合までFAXまたは直接組合窓口までお申込み下さい。申込締切日：6月19日（月）まで。

持続化給付金説明会申込書

支部名	班	氏名	連絡先電話番号

裏面もご覧下さい

組合FAX：026-227-9813

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比 **50%**以上減少している事業者の方は、
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。
(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。令和3年1月15日まで申請が可能です。)

給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者

上限 **200万円**

フリーランスを含む個人事業者

上限 **100万円**

給付額：前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、
電子(オンライン)申請で受け付けます。
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

パソコンでの申請は

スマホでの申請は

持続化給付金 検索



「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

持続化給付金コールセンター

☎ **0120-115-570** IP電話番号 **03-6831-0613**

お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。

【受付時間】 **8:30~19:00**

(5、6月中は全日対応)

FAXでも情報が取り出せます。



LINEでもお問い合わせを受け付けています。
LINE ID: @kyufukin_line



※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために
「申請サポート会場」を順次開設しています。

ご利用に際しての注意点や、開催場所などの詳細につきましては順次、ホームページへ掲載していきます。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、事前予約が必要となります。ご来場の際は、必要事項を書いた紙と、必要書類のコピー(できれば現物も)をご持参の上、お越しください。事前予約の方法等、詳細はホームページをご確認ください。